

新旧対照表

○千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則

改正案	現行
千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則 平成十九年十月十九日 規則第九十一号	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則 平成十九年十月十九日 規則第九十一号
千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則 (趣旨)	千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則 (趣旨)
第一条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。	第一条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。
（自主的取組対象施設）	（自主的取組対象施設）
第二条 条例第一条第二号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。	第二条 条例第二条第二号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。
（自主的取組計画書の提出）	（自主的取組計画書の提出）
第三条 条例第七条第一項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の七月末日までに自主的取組計画書（別記第一号様式）により行うものとする。 2 前項の規定は、条例第七条第一項及び第二項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。	第三条 条例第七条第一項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の七月末日までに自主的取組計画書（別記第一号様式）により行うものとする。 2 前項の規定は、条例第七条第一項及び第二項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。
（自主的取組計画書の変更の届出）	（自主的取組計画書の変更の届出）
第四条 条例第七条第四項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。	第四条 条例第七条第四項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。
（実績報告書の提出）	（実績報告書の提出）
第五条 条例第八条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の七月末日までに自主的取組実績報告書（別記第三号様式）により行うものとする。	第五条 条例第八条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の七月末日までに自主的取組実績報告書（別記第三号様式）により行うものとする。
（電磁的記録）	（電磁的記録）
第六条 条例第九条第一項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シート・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる	第六条 条例第九条第一項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シート・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる

物をもつて調査するファイルに情報を記録したものとする。

(身分を示す証明書)

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条及び別表の規定は、公布の日から施行する。
別表（第二条）

一	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり五百〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
二	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり五百〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
三	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの（次の項に掲げるものを除く。）	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
四	イ　塗装施設 ロ　印刷施設 ハ　接着施設 ニ　洗浄施設 ホ　動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
五	ドライクリーニング施設 ガソリン、原油、ナフサその他	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの

物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする

(身分を示す証)

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条及び別表の規定は、公布の日から施行する。

五	四	一 二 三 四 五	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設 揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設 揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの（次に掲げる項に掲げるものを除く。） イ　塗装施設 ロ　印刷施設 ハ　接着施設 ニ　洗浄施設 ホ　動植物油脂製造施設 ド　ドライクリーニング施設 ガソリン、原油、ナフサその他	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり五百、〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの 一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり一千、〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの 一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの 一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの 一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの 容量（危険物の規制に関する政
---	---	-----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第一号様式 (第三条第一項)	第二号様式 (第四条)	第二号様式 (第五条)	第二号様式 (第七条)
(その一) (その二) (その三) (その四) (その五)	(その一) (その二) (その三) (その四)	(その一) (その二) (その三) (その四)	(その一) (その二) (その三) (その四)
第一別記	第一別記	第一別記	第一別記
六	六	六	六
高揮発性有機化合物を消防法 する移動タンク貯蔵所又は貨車 に充填し、又は出荷する施設	該施設に接続されている高揮発 性有機化合物の貯蔵タンク(屋 外に設置されているものに限 る。)の容量の合計が五〇〇キ ロリットル以上の工場又は事業 場に設置されているもの	該施設に接続されている高揮発 性有機化合物の貯蔵タンク(屋 外に設置されているものに限 る。)の容量の合計が五〇〇キ ロリットル以上の工場又は事業 場に設置されているもの	該施設に接続されている高揮発 性有機化合物の貯蔵タンク(屋 外に設置されているものに限 る。)の容量の合計が五〇〇キ ロリットル以上の工場又は事業 場に設置されているもの
氣圧が一〇キロパスカルを超える 揮発性有機化合物(以下「高 揮発性有機化合物」という。)が 算出した容量をいう。以下同 じ。(一)が五〇〇キロリットル以 上のもの	命(昭和三十四年政令第二百六 号)第五条第二項の規定により 算出した容量をいう。以下同 じ。(一)が五〇〇キロリットル以 上のもの	命(昭和三十四年政令第二百六 号)第五条第二項の規定により 算出した容量をいう。以下同 じ。(一)が五〇〇キロリットル以 上のもの	命(昭和三十四年政令第二百六 号)第五条第二項の規定により 算出した容量をいう。以下同 じ。(一)が五〇〇キロリットル以 上のもの